

告 示

埼玉県告示第百九十九号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（二級、三級基準点測量）

三 作業地域

吉川市大字下内川、大字深井新田

四 作業期間

令和六年二月二十六日から令和六年三月十九日まで